

財務省第4入札等監視委員会 令和5年度第4回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和6年6月20日(木曜) 関東財務局18階会議室		
委員	委員長 末松 栄一郎(埼玉大学大学院 教授) 委員 大澤 一司(アーク法律事務所 弁護士) 委員 小山 彰(小山公認会計士事務所 公認会計士)		
審議対象期間	令和6年1月1日(月曜)から令和6年3月31日(日曜)		
抽出案件	4件	(契約の概要)	(備考)
競争入札 (公共工事)	1件	契約件名：(23)西原住宅増圧ポンプ取替工事 契約相手方：株式会社日管設備 (法人番号 8010001006112) 契約金額：3,696,000円 契約締結日：令和6年3月4日 担当部局：関東財務局	【案件1】
競争入札 (物品役務等)	1件	契約件名：ハイバックソファほかの購入 契約相手方：株式会社サンユー (法人番号 4010001104613) 契約金額：6,147,020円 契約締結日：令和6年2月13日 担当部局：関東財務局	【案件2】
随意契約 (物品役務等)	1件	契約件名：横浜第2合同庁舎 入退館管理システム用ICカード(1次発行済み)の発行業務 契約相手方：株式会社NTTデータ・アイ (法人番号 2011101056358) 契約金額：3,410,000円 契約締結日：令和6年2月5日 担当部局：関東財務局	【案件3】
随意契約 (物品役務等)	1件	契約件名：多言語の通訳委託業務 契約相手方：株式会社アーキ・ヴォイス (法人番号 5130001026547) 契約金額：@4,400円ほか 契約締結日：令和5年4月3日 担当部局：関東信越国税局	【案件4】
うち応札(応募) 業者数1者関連	2件	・ハイバックソファほかの購入 ・横浜第2合同庁舎 入退館管理システム用ICカード(1次発行済み)の発行業務	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	以下のとおり		
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし		

委員からの意見・質問	回答
<p>【案件1】 (23)西原住宅増圧ポンプ取替工事</p> <p>落札率が低率となっている要因は何か。</p> <p>今後、同種の工事を発注する場合において、予定価格を見直す点はないか。</p>	<p>本件は、落札に至っているため、改めて落札者への聞き取りは行っていない。落札者は、当局発注工事の受注実績がある業者であること、本工事が、ポンプの取替を目的とした工事であり、自社社員の施工等による企業努力により、落札率が低率となったものとする。</p> <p>本件落札率が低率であったことを受けて、今後、同種の工事があつた場合は、予定価格算出にあたり落札率を含めて検討していきたいと考えている。</p>
<p>【案件2】 ハイバックソファほかの購入</p> <p>1者応札を回避するための方策について何か考えているか。</p> <p>割引率について、どのように算出したのか。</p> <p>仕様書において、対応可能な業者を限定しているのではないか。</p> <p>納入品を中古品やノーブランド商品を認めていない理由はなぜか。</p>	<p>入札に参加しなかった業者からは、複数の案件を同時に抱えていたため参加を見送ったとの声や、入札書類の準備ができなかったなどの声をいただいた。そこで、競争参加資格を有する業者へ幅広く声掛けを行い入札案件の周知を図っていくほか、公告期間の更なる確保や調達時期についても少しでも前倒しできないか、検討していきたいと考えている。</p> <p>複数の業者から聞き取りし、割引率の高い方を採用した。</p> <p>仕様書記載の品目について、同等品としており、業者からは仕様書の記載がりについて、特に問題ないとの確認を得ている。</p> <p>中古品やノーブランド商品は、本調達において一般的ではなく、製品保証の観点からも認めていない。</p>
<p>【案件3】 横浜第2合同庁舎 入退館管理システム用ICカード(1次発行済み)の発行業務</p> <p>本調達にあたり公募を実施した理由はなにか。</p> <p>入退館管理システムを導入した当時、旧タイプのICカードを通行できる仕様にしたのはなぜか。</p> <p>入退館管理システムを導入した当時、現在使用しているICカードも同時に調達していれば、価格も安価となったのではないか。</p>	<p>入退館管理システムのICカードは、暗号化された情報をチップに内蔵しており、当該情報を広く明らかにすることは現状も使用している入退館ゲートのセキュリティの観点から困難であるため、実質的には、入退館管理システムを導入した業者1者に限られると考えられる。ただし、内部規定に基づき、受注可能と認められる者が複数であった場合は、一般競争入札に移行することとされており、複数の業者が存在する可能性は排除できないため、公募を実施したものである。</p> <p>旧国家公務員ICカード身分証など旧タイプのICカードを現在も利用している職員がいることから、引き続き旧タイプも通行できる仕様とした。</p> <p>当庁舎は、令和5年度に大規模な入居官署の入れ替えがあり、新入退館管理システムの導入を予定していた当時において、必要な調達予定枚数の把握が困難であったことから、ICカードは別途調達としたものである。</p>

委員からの意見・質問	回答
<p>【案件4】 多言語の通訳委託業務</p> <p>通訳委託業務について、委託可能な業者は、見積り合わせの2者のみか。</p> <p>令和6年度に入札を実施した理由はなにか。</p> <p>令和5年度の契約相手方は、本社が遠方にあるが、業務遂行上、支障はなかったか。</p> <p>委託業務を契約するにあたり、通訳する方の守秘義務の条件等について、委託業者に求めているか。</p>	<p>令和5年度の随意契約にあたり2者と見積り合わせを実施し、令和6年度については入札を実施しており、令和5年度の見積り合わせに参加した2者の業者とは、別の業者と契約していることから、契約状況を見る限り、委託可能な業者は、少なくとも3者となっている。</p> <p>令和4年度の契約における予定数量の実績が非常に少なかったため、令和5年度は、随意契約により契約を締結したところ、令和5年度当初の見込みより大幅に上回る実績があったことから、令和6年度については、入札を実施したものである。</p> <p>東京にも事業所があるため、特段、業務に支障はなかった。</p> <p>仕様書において、本業務により知り得た一切の情報・知識について、第三者への提供を禁止する条件を付しており、通訳の方については、誓約書の提出を求め、対応している。</p>